

愛知県主要農作物種子対策実施要綱

第1 趣旨

主要農作物種子対策は、主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産及び供給を目的とし、その実施は、種苗法（平成10年法律第83号）、種苗法施行令（平成10年政令第368号）、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）、指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号）、及び愛知県主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例（令和2年愛知県条例第33号）（以下「条例」という。）に定めることのほか、この要綱に定めるところによる。

第2 採種団体

- 1 条例第五条に規定する採種団体は、愛知県米麦振興協会（以下「協会」という。）とする。
- 2 協会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。
 - （1）年間の種類別及び品種別の種子の需給の見通しに関する事項
 - （2）種子の生産流通に関する事項
 - （3）種子の備蓄に関する事項
 - （4）その他種子の安定的な供給に関する事項
- 3 協会は、2の協議の結果を県に速やかに報告するものとする。
- 4 協会は、別に定める愛知県主要農作物種子事務取扱（以下「事務取扱」という。）により種子管理業務を行うものとする。

第3 奨励品種の決定

条例第七条に規定される奨励品種の決定は、別に定める愛知県主要農作物奨励品種決定要領によるものとする。

第4 種子計画の策定

- 1 条例第八条に規定される種子計画は、事務取扱別記様式第1号によるものとする。
- 2 協会は、種子計画で定められた量の一般種子を供給できる一般種子生産ほ場の面積を確保するものとする。

第5 原種及び原原種の生産

- 1 県は、条例第九条に規定される原種及び原原種（以下「原種等」という。）の生産に当たっては、あらかじめ定めた責任者により、原種等を生産するほ場及びその生産物について、条例第十条に規定されるほ場審査及び生産物審査に相当する業務を行うものとする。
- 2 県は、必要に応じて他の都道府県からの購入などにより原種等を確保することができるものとする。

- 3 原種の配布に当たっては、別に定める愛知県原種配布査定会議開催要領により行うものとする。

第6 ほ場審査及び生産物審査

- 1 条例第十条に規定されるほ場審査及び生産物審査（以下「種子審査」という。）は、別に定める愛知県主要農作物種子審査要領に基づき行うものとする。
- 2 協会は、一般種子生産者からの請求を取りまとめ、県に対し審査を請求するものとする。
- 3 協会は、種子審査に当たって、審査の立会い、一般種子生産者等との連絡等に関し、県と密接な関係を図るものとする。
- 4 優良な一般種子は、種子審査により、種苗法に定める指定種苗の生産等基準を満たしていることが確認されたものとする。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。

(愛知県主要農作物種子対策実施要綱 別記)

愛知県主要農作物種子事務取扱

第1 目的

本事務取扱は、「愛知県主要農作物種子対策実施要綱（以下「実施要綱」という。）」に基づき行う、種子管理事務の円滑な運営を期することを目的として定める。

第2 対象作物

主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）とする。

第3 一般種子需要量の取りまとめ

(1) 一般種子取りまとめの期限

愛知県米麦振興協会（以下「協会」という。）が県内の一般種子需要量を取りまとめる期限は、次のとおりとする。

品 目	予約申し込み（翌々年用）	本申込み（翌年用）
稲	11月30日	8月31日
麦 類	5月31日	6月30日
大 豆	11月30日	9月30日

(2) 取りまとめの品種

原則として愛知県の奨励品種とする。

(3) 取りまとめに当たっての指導方針

一般種子の需要量の取りまとめを行う者は、種子更新の指導を行うものとする。

(4) 取りまとめの方法

ア 予約申込み

農業協同組合（以下「農協」という。）は、各需要農家から申込みを取り、これを調整して品種別に集計のうえ、予約申込書を作成し、協会に提出するものとする。

イ 本申込み

(ア) 農協は、(4)のアによる予約申込みの品種又は数量に変更があるときは、本申込書を(4)のアに準じて作成し、協会に提出するものとする。

(イ) 本申込みのとりまとめに当たっては、できる限り品種変更にとどめるものとする。

ウ 本申込み後の変更

協会は、本申込み後の申込数量の変更は、受けつけないものとする。ただし、在庫がある場合に限り変更を受けつけるものとする。

(5) 報告

協会は、第3の(4)のアにより各農協から提出された予約申込み数量等を基礎に

して、関係機関と協議のうえ、一般種子需要量並びに一般種子生産ほ場面積を次の期日までに県に提出するものとする。

水 陸 稲	2月28日
麦 類	7月31日
大 豆	2月28日

第4 一般種子生産関係

(1) 一般種子生産ほ場の設置

ア 協会は、種子計画に基づき、種子場農協別一般種子生産ほ場設置計画表を作成し、種子場農協組合長に通知するものとする。

イ 種子場農協組合長は、前項の通知に基づき、関係機関と十分協議のうえ、一般種子生産者及び一般種子生産ほ場を選定し、一般種子生産計画書（別記様式第2号）を次の期日までに協会及び種子場農協の住所地を管轄する市町村長へ提出するものとする。

水 陸 稲	4月10日
麦 類	4月10日
大 豆	4月10日

(2) 各種の委託契約

ア 協会は、第4の(1)のイに基づき種子場農協と一般種子生産委託契約を締結し、一般種子生産の委託をするものとする。

イ 種子場農協は、第4の(1)のイにより選定された一般種子生産者に対し、品種別に種子生産の委託契約を行なうものとする。

(3) 一般種子の取り扱い

ア 協会が取り扱う一般種子は、ほ場審査に合格した一般種子生産ほ場産のものとする。ただし、災害等により一般種子生産ほ場産の種子のみでは一般種子需要量の確保が困難となった場合においては、一般種子生産ほ場産以外のものを含めることができるものとする。

イ 種子場農協は、ほ場審査に合格した一般種子生産ほ場で生産される一般種子生産予定数量を取りまとめ、次の期日までに協会に報告するものとする。

稲（早、中生）	9月10日
稲（晩生）	10月10日
麦 類	5月31日
大 豆	9月10日

第5 一般種子流通関係

(1) 一般種子の買入れ及び配布は、指定種苗販売業者である愛知県経済農業協同組合連合会（以下「経済連」という。）が協会との契約に基づいて行うものとする。

(2) 協会は、第4の(3)のイの一般種子生産予定数量及び第3の(4)のイの本申込み数量を検討のうえ、種子場農協別及び品種別の一般種子買入れ数量を決定し、種

子場農協及び経済連に一般種子買い入れ数量を通知するものとする。

- (3) 種子場農協は、前項で協会が決定した数量について精選計画に基づき精選を行ったうえ、生産物審査並びに農産物検査法（昭和26年法律第144号）第3条及び第5条の検査を受け、合格した一般種子を経済連の指定倉庫に入庫するものとする。
- (4) 協会は、一般種子配布数量の決定に当たっては、県と十分協議のうえ、決定するものとする。
- (5) 協会は、一般種子配布数量を決定した時は、すみやかに関係農協に決定数量を通知するものとする。
- (6) 協会は、上記の決定数量に基づき経済連に一般種子の配布を依頼するものとする。

第6 一般種子価格の決定

- (1) 一般種子の生産者価格及び配布価格は、一般種子生産者、実需者及び関係機関の代表者によって構成される専門部会で協議するものとする。
- (2) 経済連は、前項の協議を受けて一般種子価格を決定したときは、県にその結果を速やかに報告するものとする。

第7 その他

一般種子の配布及び代金の支払等に関わる事務手続きについては、協会と経済連が別途協議して定めるものとする。

愛知県主要農作物種子事務取扱 様式集

(別記様式第1号)

種子計画

年産（作物名） 愛知県主要農作物種子計画

一般種子生産ほ場設置計画

農作物名	一般種子生産ほ場 設置計画		県内一般種子供給			県内一般 種子需要 見込	備考
	面積	前年対比	見込 数量	繰越 在庫	一般種 子生産 予定量		
	a	%	kg	kg	kg	kg	(移入)

(参考)

1. 農作物別作付面積及び一般種子生産ほ場産種子更新率

農作物名	前年（実績）		本年（計画）		次年（見込）		備考
	作付 面積	種子 更新率	作付 面積	種子 更新率	作付 面積	種子 更新率	
	ha	%	ha	%	ha	%	

2. 主要農作物種子の生産状況（前年）

農作物名	原原種		原種		一般種子		備考
	作付 面積	生産量	作付 面積	生産量	作付 面積	生産量	
	a	kg	a	kg	a	kg	

(別記様式第2号)

一般種子生産計画書（委託者による代理申請の場合を含む）

主要農作物一般種子生産計画書

年 月 日

愛知県米麦振興協会会長様
〇〇市町村長様

報告者 住所
氏名

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

愛知県主要農作物種子対策実施要綱に基づき、愛知県米麦振興協会から依頼のあった種子計画に基づく一般種子生産について、下記のとおり行います。

記

1 一般種子生産を行う主要農作物の種類別、品種別の面積、数量等

種類	品種名	面積	一般種子生産契約数量	備考
稲		a	kg	
計				
小麦				
計				
大豆				
計				

2 上記の明細は別紙一覧のとおり

（ほ場の所在地、生産者氏名、生産面積、品種、契約数量、主要農作物の一般種子の生産に関する経験年数、農業経営の概要等を明記したもの）

備考

- (1) 2に掲げる事項は、ほ場1枚ごとに記載し、所在地は番地まで記入し、面積は実測面積によること。
- (2) 主要農作物の一般種子の生産に関する経験については、自家採種以外の経験年数を記載すること。
- (3) 報告者が委託を受けて主要農作物の一般種子を生産する者である場合にあつては、委託者の氏名及び委託条件を記載すること。

別紙一覧（参考様式）

一般種子生産を行う主要農作物の種類別、品種別ほ場数、面積、生産者数等

種 類	品種名	一般種子生産ほ場数	面積	一般種子生産者数	一般種子生産契約数量	備考
稲		か所	a	戸	kg	
計						

種 類	品種名	一般種子生産ほ場数	面積	一般種子生産者数	一般種子生産契約数量	備考
小麦		か所	a	戸	kg	
計						

種 類	品種名	一般種子生産ほ場数	面積	一般種子生産者数	一般種子生産契約数量	備考
大豆		か所	a	戸	kg	
計						

別紙一覧（参考様式）

年産（水稻・麦・大豆）一般種子生産ほ場一覧表

番号	ほ 場 所在地	面 積 (a · m ²)	品種名	一般種子生産者				契 約 数 量 (kg)	備考	
				住所	氏名	経験 年数	経 営 面 積 (a)			
							田			畑

備考 表計算ソフトで作成し、電子データも添えて提出することが望ましい。

用紙はA4横で差し支えない。